感震ブレーカーの購入で
補助金が受けられます
この事業の一部は県の補助金を活用しています

【感震ブレーカーとは？】

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知し、自動で電気を遮断する装置です。
設置することにより、不在時や避難時も火災を防止する効果があります。

◆大規模地震時の火災リスクを減らせます。
◆大規模地震における火災の約半数が電気に起因しています。
◆停電復旧時の「通電火災」も二次被害の要因です。



【感震ブレーカーの種類】

感震ブレーカーには数種類のタイプがあります。

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。

●分電盤タイプ（内蔵型・後付型）
　分電盤に内蔵（後付け）されたセンサーにより揺れを感知し、ブレーカーを落として、電気を遮断します。（電気工事が必要）
●コンセントタイプ
　コンセントに内蔵されたセンサーにより揺れを感知し、電気を遮断します。電気工事が必要なタイプと不要なタイプがあります。
●簡易タイプ
　ばねやおもりによりブレーカーを落とし、電気を遮断します。（電気工事は不要）

補助対象要件、補助金額及び申請方法等は、裏面をご覧ください。

申請期間

令和8年11月2日～令和9年2月26日
※予算上限に達した場合、受付を終了します。

補助対象要　件

◎個人で市内に住宅を所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方。
◎店舗・倉庫でない居住用の建物であること。
（店舗併用住宅など、住宅部分がある場合は除く）
◎賃貸物件でない建物であること。
◎市税の滞納がないこと。
◎暴力団関係者でないこと。
◎法人でないこと。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象機器補助金額

◆全てのタイプが補助対象となります。
◆購入・設置費の**３分の２**を補助します
（1,000円未満は切り捨て）
〖 **上限額：5万円** 〗
※購入・設置前に申請してください。

申請方法

※（１世帯１回限り）

①窓口に申請書を提出
小美玉市役所防災管理課・小川総合窓口課・玉里総合窓口課（申請書が置いてあります）
②申し込みフォームから申請
※電子申請は回線の状況により繋がりにくい場合があります。

お問い合わせ
小美玉市役所　防災管理課
〒319-0106　小美玉市堅倉835
☎0299-48-1111（内線1013・1014）
詳細は市ウェブサイトでも紹介しています